

令和5年度第4回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時	令和5年10月25日（水）午後1時15分開会（午後2時28分終了）
場 所	市役所5階 505会議室
出席者	会長及び委員12名、計13名（欠席者4名）
議 題	1 小平市国民健康保険条例の一部改正について（諮問事項） 2 その他
傍聴者	4名

[主な質疑等]

議題1 小平市国民健康保険条例の一部改正について（諮問事項）

（1）税率改定について

委 員 : 資料3の説明から、各市が3年に1度のところもあるがかなりの頻度で、国保財政健全化計画に基づいた税率改定を行い、税率を引き上げていることがわかった。税率改定について、他の自治体で市議会に否決された例はあるか。

事務局 : 確認できる限り、市議会の採決の中で否決された例はない。

委 員 : 1か月1,000万円を超える高額の治療費について、令和3年度が3件、令和4年度が9件と増加しているが、具体的な傷病名を伺いたい。

事務局 : 令和3年度は血友病、令和4年度は血友病とがんの治療の方と把握している。

委 員 : 資料4でその他一般会計繰入金額が小平市より高い、府中市や調布市、三鷹市は赤字解消の計画をどのように設定し、進めているか。また、3市が計画を具体的に実行していることについて市民からの問い合わせや意見は聞いているか。

事務局 : 府中市は令和20年度、調布市は令和23年度、三鷹市は令和19年度までに赤字を解消するという計画を策定しており、調布市、府中市は3年に1度税率を改定すると伺っている。また、3市から計画に関して、市民からの問い合わせや意見を受けているかについては伺っていない。

委 員 : 国民皆保険制度を維持していきたいという強い思いがあり、2つ意見を申し上げたい。1つは、医療保険制度は医療福祉の方々の御尽力もあり、日本国中で安心して医療を受けられるということである。2つ目は、国民健康保険は市長が被保険者、保険医、保険薬剤師、被用者保険、あるいは公益を代表する委員で構成される国民保険運営協議会に、重要事項を諮問し、答申されたものに限って議会に上程されるという、極めて民主的な運営がなされており、国民皆保

険制度の基盤となっていることである。事務局は市議会への説明も大変だと思うが、次世代に世界に誇るべき国民皆保険制度を伝えていきたいと思うので、税率改定に向けて御努力いただきたい。

事務局 : 国民健康保険制度は、病気や怪我で医療機関にかかった際に、通常は費用のうち3割を負担いただくことでサービスを受けられるという仕組みである。制度を維持するためには、被保険者の方々に一定の負担をお願いしなければならず、基本的には、国庫負担金や、調整交付金といった国から入るお金と、被保険者からいただく保険税で賄うという仕組みで運営している。現在、大きな課題となっているのが、国民健康保険税の改定が進んでいないという状況で、基本的には2年に1度の頻度で、標準保険料率に合わせるべく少しずつ上げていこうと計画している。

本運営協議会は国民健康保険法に定められた協議会であり、重要事項を協議していただき、様々な立場の方々から御意見を頂戴する中で、合意形成し、それを踏まえて議案として提出させていただいている。民主的な運営について御意見をいただいたが、様々な立場の方々からの御意見が、この運営協議会で答申として形になれば、民意を反映した提案として、市議会等へ説明させていただくことになる。昨年度は税率改定の提案を撤回し、運営協議会の委員の皆様には大変な御迷惑、御心配をおかけしている。今年度はここで仕切り直しをし、厳しい情勢であるということは重々理解しつつも、やはり本来あるべき姿に近づけていくということについて、皆様の御意見をいただきながら、税率改定に結びつけていきたい。

委員 : 本日の資料は他の区市町村がどのくらい負担しているかとてもわかりやすいので、より理解していただけるのではないかと思います。先程、他市の赤字解消年度について説明があったが、小平市はいつまでに赤字を解消する計画となっていたか。

事務局 : 小平市の財政健全化計画は平成30年度から17年間としているので、令和16年度で終了する計画となっている。

委員 : 今後、介護保険料が上がるという話がある。国民健康保険には扶養という考え方はなく、若い人、年金生活者、低所得者にとって、国民健康保険税がこれからも上がり続けることはかなり負担が大きいと感じる。介護保険料のように、負担できる方への比重を重くし、低所得者に配慮するような見通しを示して進めれば、賛同が得やすいのではないかと。

事務局 : 国民健康保険税は、定額でかかる均等割という部分がある。均等割は、所得の水準によって7割、5割、2割と減額される制度をとっており、低所得者に対

する配慮がされている部分がある。社会全体としては、所得の多い方に、年齢問わず、負担していただくという仕組みに変わってきており、後期高齢者医療制度についても所得がある方については窓口負担を1割から2割に制度が変更となっている。2025年問題、いわゆる団塊世代が全員後期高齢者になると、そこから2040年頃まで給付が山場を迎えるということになる。国はその負担について議論しており、負担できる方に負担をしていただく方向性を持っている。国民健康保険税に関しては、課税限度額の改定というところで、所得の高い方に少し多めの負担をしていただいている。課税限度額の改定には限度があり、その範囲の中で、低所得者には軽減措置の拡大など配慮しながら、財政運営を進めていきたい。

委員：税率改定の提案を撤回された理由は、今でも負担が大きいのにさらに負担を増やされては困るという市民の方の声を反映して、市議会から反対があったと聞いている。今後、市議会へ上程する際も、低所得者に対して配慮するということを一言添えてれば、賛同していただけるのではないかと考える。

事務局：低所得者への配慮については、国民健康保険税の均等割を引き下げ、その分を所得割に割り振ることになるが、所得の高い人の負担も増えるため、バランスをとるのが難しい。税率を下げる要素として、徴収率を上げることで歳入を確保する方法と、保健事業を実施することにより医療費の上昇をできる限り抑制する方法、国保運営基金に計画的に積立てを行い、それを税率改定の際に充当する方法がある。また、被保険者数の減により事業費納付金が減額になるということも考えられる。いただいたご意見も踏まえ、どのような形で税率を設定できるか検討をしたい。

委員：本来、一般会計は市民の期待に応える色々な政策に充てるべきものであり、国保特別会計への赤字補填としての繰入が常態化していることは問題であると思う。その点をしっかりと説明すれば、市民の方々も納得するのではないか。

事務局：ご指摘のように、一般会計側から見ると、国保特別会計に対しての繰出額が増えるということは、その分、一般会計の財政運営に負担をかけることになる。また、国保被保険者以外の方からすると、ご自身の医療保険制度の負担を行いつつ、さらに国民健康保険に繰り出すという点で二重負担になっている状況であるということの説明が必要だと考えている。特別会計は本来、独立採算であるため、今後とも医療費動向への対応と赤字解消に向けた継続的な取り組みを行い、財政状況の安定化を進めていく。

委員：医療費の増に関して、日本は費用が無料であるため、安易に救急車を呼ぶケー

スが多い。夜間診療についても、昼間より夜間が空いているからという理由で夜間診療を受ける人がいる。緊急性がなければ使用料をとる等といった取り組みをすれば、救急車を使う頻度や、夜間資料の利用者が減り、保険税の減額にもつながると思う。このような意見を国や都に繋げられる仕組みはあるか。

事務局 : 救急車を呼ぶことに関しては、診療報酬に入っていないため、直接的に被保険者の負担に影響するものではないが、安易に救急者を呼ぶことで、医療機関や消防庁の対応に非常に苦慮している状況はある。消防庁では病状の相談や救急車の必要性を相談できる「#7119」の呼びかけを行っており、小平市のホームページにも掲載している。国への意見については、国民健康保険の仕組みの中では難しい部分があるが、例えば救急車の適正使用をどのように広報していくことが有効かなどについて、東京消防庁との連絡会の中で共有を図っていくことなどが考えられる。夜間診療については、国民健康保険の診療報酬に係る加算となり、保険給付費の増加につながる。体調がすぐれない時は、我慢してしまうと重篤な状況になることもあるので適正に受診していただきたいと考える。

委員 : 税率が10年間で40%上がるということは非常に負担が重いと感じている。医療費があまりかからない働き盛りの若者が年金暮らしの高齢者の医療費を支えるという状態がより顕著になる。このまま税率を上げてしまうと、そもそも少子高齢化が原因だと思うが、国民健康保険税がより若者の負担となり、ますます少子高齢化が進むのではないかと思う。税率を一律に上げるのではなく、例えば年齢によって税率を変える、課税限度額を大幅に上げる、負担割合を3割から5割に変更するなどの別の方向からのアプローチが必要ではないか。市だけの問題でなく、都や国を含め、全体的に皆が納得するような解決策を考えてほしい。

事務局 : 貴重なご意見として承りたい。国民健康保険税の改定に当たっては、国民健康保険法、地方税法が根拠になる。この法律の中でどのように税率を設定していくのかということがまず第1となる。年齢によって税率を変えるということは、40歳以上になると介護保険料がかかることもあり、負担が大きくなってしまいうということがある。課税限度額については、法律で上限が設定されており、小平市としては設定可能な上限にできるだけ早く、翌年度には施行できるよう取り組んでいる。課税限度額を上げることによって、税率の抑制に繋がるが、必要以上に上げてしまうと、今度は納税意欲の減退につながるという問題がある。法律の範囲の中で、負担増も考慮した形で税率を設定していきたいと考えている。

委員 : 決められたルールの中で税率を設定することはとても大変だが、そのルールを

国や都と一緒に変えていってほしいと考える。

委員：現状は、現在の法律の中でやっていかなければならない。前回、税率改定の提案を撤回され、今回もさらに先延ばしとなると、今後さらに税率をあげなければならなくなる。それぞれの市の事情があるが、繰入金の被保険者1人当たり額が低い八王子市や東大和市の進め方を参考に市議会への説明をしたほうがいいのではないか。

事務局：八王子、東大和市の進め方として把握しているのは、財政健全化計画の赤字解消年度の目標を市議会に説明し、それに対して市議会も納得いただいた上で、改定しているということである。計画の前段で合意形成ができているところ、小平市と違うところである。八王子市や東大和市のような大幅な改定を行う予定はないが、段階的に改定を行わなければ改定幅が大きくなるということについては、議会側でも理解いただいている。次の世代に負担を先延ばしにしないよう、今後も説明はしっかり行っていく。

会長：答申をするにあたり、賛否に関する意見をいただきたい。

委員：改定率が昨年度の5.4%から7.2%に上昇していることについて、理解してもらうことは難しいと思う。改定率を市に弾力的に検討してもらう方法はないか会長にお伺いしたい。

会長：答申に関しては色々な意見があると思うので、意見を聞いてから方向性を協議したい。

委員：（意見書代読）

昨年、初めて参加した協議会で、国民健康保険の財政が逼迫しているのかと驚いたので、税率改定は止む無しという感想を持っており、改定案には賛成する。国民健康保険制度の維持のためには、現状の赤字を解消しなければならない、加入者からの保険税を上げて、収入を増やさなければならないことはわかるが、最近の物価の上昇や経済状況から、もう少し緩和する方法はないのかと思う。介護保険では数年前から限度額認定の基準に非課税年金や預貯金を含めるようになり、該当者がかなり減ったと認識している。医療保険も同様にすれば、後期高齢者支援金分等も減額できるのでないかと思う。年金のように支払わない人が増えてくるのではないかとの懸念もあるが、年金をもらえないという心配よりも、医療にかかれないという恐怖の方が大きい人が多いと思うので、年金のように大幅に納付率が下がることはないのではないかと思っている。

委員：（意見書代読）

市の提案については、賛成である。

法定外繰入金を解消し財政健全化を図ることは、将来的に安定的な国民健康保険運営を行う上で非常に大切なことであると考えている。税率は低い方がいいが、国民皆保険制度を守り、次世代に負担を残さないよう、国民健康保険税の税率改定は避けられないことであると考えている。

会 長 : ほかの委員からも賛否に関する意見をいただきたい。いかがか。

委 員 : 選択肢は賛成と反対のみで、どちらでもないという選択はないか。

会 長 : 税率改定案への諮問であるため、改定案について賛成か賛成しかねるのかの表明は必要であると考えている。賛否の採決結果に意見を付け加えての答申も考えられる。選択肢としては賛成か反対かをお願いしたい。

委 員 : 今までの討論の中で、賛成であるが国と話し合っこうした方がいいという意見も出たと思うが、それは国に伝わるという認識でよいか。

会 長 : 国に対して伝わるかということについては、制度の問題として取り上げるのであれば順序があると思うが、伝えられる手段があるかについては事務局に確認したい。

事務局 : 国に直接意見を言うことについては、共同保険者である東京都を経由する方法は考えられる。年に6回程度、国民健康保険の課長会が開催されているので、この中で東京都に対する要望という形で、制度のことについて意見することは可能であると思う。

会 長 : いただいた意見については、賛否とは別に附帯意見として集約した形でまとめるという理解でよいか。

事務局 : 問題ない。

会 長 : ほかに賛否について意見はないか。ないようなので多数決をとらせていただく。設問事項(2)「税率改定について」、いただいた意見を附帯意見としてつけて、原案を適当と認めると答申することに賛成の方の挙手を求める。

<挙手全員>

会 長 : 挙手全員。よって、本諮問事項について、「原案を適当と認める」と答申することに決定する。いただいた意見については、まとめて私の方で答申書に記述するが、作成した答申案を次回皆様に見ていただき、記入漏れや修正点がないかについて意見を伺いたい。

会 長 : 過去に答申書に記載した附帯意見があるので、紹介する。「保険税の改正とあわせてデータヘルス計画に基づく保健事業を着実に推進すること」、「保険税の一層の徴収率向上に努めること」、「小平市国民健康保険財政健全化計画を概ね2年に一度のペースで必要に応じて見直すとともに、着実に推進すること」、「保険税の現状と課題について、市民にわかりやすい広報の仕方を工夫し、より一層理解が深められるように努めること」以上4点である。今日いただいた意見とともに附帯意見としたいが、了承いただけるか。

<異議なし>

会 長 : 特に異議がないので、そのようにさせていただく。次回の会議までにまとめ、答申書案を示したいと思う。

議題2 その他

事務局 : その他の議案はございません。

以上